

## <新潟県立柏崎高等学校いじめ防止基本方針>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、その前提に立って、生徒の人間としての尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに学校組織をあげて取り組みます。本校は取組の充実を図るため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、組織として対応するための「新潟県立柏崎高等学校いじめ防止基本方針」を策定します。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に援助を求めます。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて、基本方針の実践に努めていきます。

### ◆ 定義

#### 【いじめ … いじめ防止対策推進法 第2条1項】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【いじめ類似行為 … 新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性<sup>(※)</sup>の高いものをいう。

※ 蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

#### 【重大事態 … いじめ防止対策推進法 第28条1項】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 1 組織的な対応に向けて

- いじめを防止する委員会として、「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- 「いじめ対策委員会」は校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター及びスクールカウンセラーで構成し、必要に応じて外部の専門家、有識者と連携を図りながら、いじめ問題の解決を図ります。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を、年間計画に位置づけ実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

### 2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」の取組などを充実させ、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

### 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

### 4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為をやめさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、二度といじめをおこすことのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを発見した生徒が安心して報告できる学校（環境）づくりに取り組み、報告した生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

平成26年4月1日制定

令和3年9月24日改定

令和5年4月25日一部改定

# 新潟県立柏崎高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

## 1 組織的な対応について

### (1) いじめ対策委員会を設置する

#### 委員構成

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年主任、スクールカウンセラー

### (2) いじめ対策委員会の取組

- ・いじめ問題の未然防止
- ・早期発見
- ・いじめ発生時及びその疑いがある事案が発生したときの解決に向けて
- ・重大事態への対応について
- ・生徒・保護者への支援について

## 2 いじめ問題の未然防止について

### (1) 対策

- ・いじめの未然防止に向けての指導計画の策定
- ・全体指導計画の実施状況の把握と調整
- ・いじめに関する意識調査の検討・実施
- ・生徒実態調査等の実施による集団の把握
- ・校内研修会の検討・実施
- ・要配慮生徒への支援方法の決定・共有 等

### (2) 計画的な指導

- ・学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を、年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。
- ・いじめ調査や人権・同和教育委員会が実施する人権教育講演会及び職員研修等を活用し、本委員会で共通認識を得ながら全体計画の中で実施する。また、いじめにつながる要配慮生徒と判断される場合は、特別支援教育委員会において検討し、本委員会で支援方法の共有化を図る。
- ・いじめや人権問題に関する全教職員対象の校内研修会を毎年3回以上実施する。
- ・いじめや人権問題に関するチェックリスト(教職員用)を用いた自己診断を実施する。
- ・授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。
- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ・人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ・「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・特別活動の特質である集団活動を通して、望ましい人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通じ、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。
- ・生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

### 3 早期発見について

#### (1) 情報収集

- ・ いじめ調査アンケートの複数回実施と結果分析
- ・ 情報交換による生徒の実態把握と緊密な連絡体制
- ・ 定期的な個別面談における情報収集

#### (2) 早期発見のための認識

- ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ・ 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・ 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ・ 「学校運営委員会」や「いじめ対策委員会」で気になる生徒の情報を共有し、記録に残す。記録は全職員が共有できるようにする。また、職員会議等で情報を確認する。
- ・ 「学年会」に「情報交換会」を設定するなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ・ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等、教育相談週間を学期に1回程度設定する。
- ・ 教職員とスクールカウンセラー等が情報共有できる体制を整える。
- ・ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ・ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ・ 生徒、保護者に「いじめ相談担当の窓口」を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

### 4 いじめ発生時及びその疑いがある事案が発生したときの解決に向けて

～対応の流れ～

いじめ問題の発見者は、いじめ対策推進教員に第一報をあげ、いじめ対策委員会は対応方針を決定し、調査を行う。調査結果はすみやかにいじめ対策委員会に報告する。生徒指導部と関係学年・顧問が中心となって事実関係を聴取・確認し、それに基づき対策を決定する。また、重大事案が生じた場合、県教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて所轄警察署等の関係諸機関と連携する。（フローチャート参照）

#### (1) いじめの早期解決に向けて

- ・ いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学習プログラム」を活用し周知する。
- ・ いじめを受けた生徒や保護者及びいじめの疑いを知らせてきた生徒に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・ いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ・ 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

#### (2) インターネット等ネットいじめへの対応

- ・ 携帯電話、スマートフォン等は、校内及び校外においても、必要以外の使用は控えさせる。
- ・ 教科情報、家庭科やLHR等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
  - ア) 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
  - イ) SNSなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
  - ウ) 有害サイトにアクセスしないこと。
- ・ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。
- ・ PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。
- ・ ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめ解消の要件

- ・いじめの解消は、  
「いじめに係る行為が3か月以上、やんでいること」  
「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」  
の2つの要件を満たすこと。

## 5 重大事態への対応について

### (1) 他機関との連絡・連携

- ・県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、いじめ対策委員会が中心となって、学校組織を挙げて行う。

### (2) 速やかな事実確認と説明

- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- ・いじめを受けた生徒や保護者及びいじめを行った生徒や保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ・当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

## 6 生徒・保護者への支援について

- ・いじめられている生徒の保護者及びいじている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ・いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

## 7 その他留意事項について

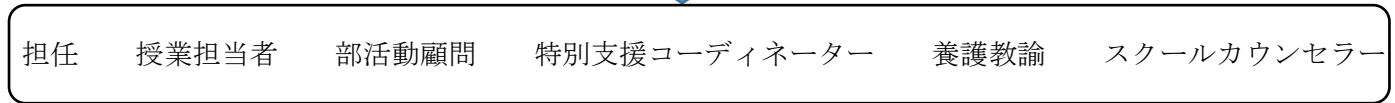
- ・地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）と必要に応じて連携する。
- ・定期的に委員会を開催し、「基本方針」を始め、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

校内いじめ対策組織と流れ

<生徒・保護者>



<学校職員>



※訴えを確認した後、出来るだけ早期に報告を行う。  
 ※いじめ対策推進教員不在時は直接管理職へ

<校内いじめ対策組織>

